

令和7年第2回高山市議会定例会 一般質問

◎一般質問の順序

月 日	議 員 名	会 派 名	ページ
3月5日(水)	1. 岩垣 和彦 議員	創政・改革クラブ	1
	2. 倉田 博之 議員	創政・改革クラブ	3
	3. 片野 晶子 議員	無会派	1 1
	4. 小井戸真人 議員	無会派	1 3
	5. 坂下美千代 議員	日本共産党高山市議団	1 4
	6. 上嶋希代子 議員	日本共産党高山市議団	1 5
3月6日(木)	1. 松山 篤夫 議員	未来	1 6
	2. 車戸 明良 議員	未来	1 8
	3. 中村 匠郎 議員	新政たかやま	2 1
	4. 水野千恵子 議員	新政たかやま	2 2
	5. 西田 稔 議員	新政たかやま	2 4
	6. 丸山 純平 議員	みんなで未来をつくる会	2 6
3月7日(金)	1. 益田 大輔 議員	みんなで未来をつくる会	2 8
	2. 中箴 博之 議員	高山市議会公明党	3 0

◎質問時間等については以下のとおりです。

議員の質問のみで40分。質問回数は制限なし。

※ 反問に要した質問及び答弁の時間は持ち時間に含めない。

◎一般質問の内容は次のとおり通告されています。

【岩 垣 和 彦 議員】

1. 食料・農業・農村基本法の改正や食料供給困難事態対策法の施行にあたり地域内の農業環境における変化と対応について

- ①食料・農業・農村基本法が昨年6月に25年ぶりの改正を行ったが、飛騨地域における様々な農業・農村課題の解消策となり得るために、市は法改正の目的に沿った内容で農業の活性化に向けた施策をどう整えるか
- ②基本法では、食料の価格形成において持続的な供給に必要な合理的費用が考慮されるよう規定されているが、農業者は従来から生産物価格を自己決定しにくい仕組みとなっており、市場の相場や中間業者等に委ねられているのも現実である。法改正を踏まえ農産物価格において市として関与する仕組みは考えているのか
- ③地域コミュニティの維持が困難になっている現状において、農村関係人口の増加のために観光や地域資源を活かした産業づくり、移住・定住促進などが従来から取り上げられている。そこで、中山間地域における地域の持続は、農業・林業・畜産業など第1次産業の活力低下と直結するため、国の方針に先駆けた市独自の施策が必要な時期に来ていると考えるが市の見解は
- ④食料供給困難事態対策法が、本年4月1日に施行されることになっているが、農業生産者のリスク回避と、消費者への安定供給と価格安定のために市が関与すべきことをどう考えているか

2. 労働力不足が顕在化する中で、市の体制及び市内における公の業務と民間業務の間で発生する人材の争奪を解消する取組について

- ①市の職員採用に関して、従来と比較すると応募者が少なくなる傾向もあり採用が困難になる専門職も現実化している。また、若年層の離職者も増加傾向となり、自治体経営を行う上で将来的に持続可能な組織体制の在り方への課題も年々大きくなっている。そこで、人口減少時代に見合った市役所の体制についてどう考えているか

- ②全国的に保育士の人材不足が叫ばれる中で、公立保育園と私立保育園における保育士確保への競争について課題はないか。また、保育園の民間移譲については、これまで様々な議論があり今日まで実施されてきたと捉えているが、今後の進め方についてどういった考えがあるのか伺う
- ③バス運転士の人材不足も全国的な課題であるが、民間路線バスやコミュニティバスの運転士と相まって、スクールバス運転士の不足も年度によっては深刻な問題となっている。公と民間で人材確保の競い合いの様相も否定できない中で市の対応策は

【倉 田 博 之 議員】

1. 公共調達により良質なサービスの実現のため、相互の関係性において契約相手方の労働条件や労働環境及び企業倫理の保全・改善などに対する市の前向きで善良な関与について

①R5年度12月の市の会計年度任用職員の賃金アップに合わせ、R5年度3月には、指定管理における会計年度任用職員の賃金アップが補正により予算化され、市の契約案件における相手方の労働条件の向上に貢献した。R6年度12月には、人事院勧告からの市職員の給与アップに伴い、指定管理施設に従事する受託企業・団体の正職員にも賃金アップのための補正予算が組まれたところだ。ところが、この12月補正予算につき受託者側で執行できないとする事態が複数発生しており、市が行った未執行状況の調書をもとに、その理由を調査した。

市が提出を求めた調書によると、ある団体はその業務において指定管理のほかに市からの補助や委託を受けて公益的事業を行っている。しかしながら、今回配慮があったのは指定管理業務に従事する職員だけで、それ以外の人件費（補助金・委託料）の改定は行われなかった。その分野の職員に対し、事業体が独自に人件費増額に充てる費用を捻出することは市との契約内容からは不可能であり、市の業務を代行しているという点においては同様の労働を受け持つ職員に対し、事業体内部で格差をつけることに理由が付けられない。給与をアップさせたい気持ちはやまやまではあるが、事業体の中で不平等な労働環境を助長させる行為を行うことはできないため、指定管理分の増額は辞退する、というものであった。至極まっとうな理屈であると捉えられる。

公共発注の低価格至上主義はワーキングプアを生み出す一要因となっているといった指摘は、現状は改善されてきていると思っているが、恐ろしいほどの物価高騰と人手不足時代の中の公契約における従事者の労働対価において、最低賃金をクリアしていさえすれば合格だという評価の社会状況ではもうないとも考えており、全ての公契約において従事者の労働対価アップへの配慮は行政の責務だと考える。

そのうえで、昨年3月と12月の補正による指定管理受託事業体の従事者の人件費増額は大変素晴らしい取組と評価しているが、同時に、指定管理受託者への配慮

があったのであれば、そこだけに限定しない、それ以外の公契約、例えば業務委託などにおける従事者の賃金・給与のアップに資する取組もまた急務であるとする。もちろん受託事業体全体の従業員の人件費アップを市が丸抱えすることはできるはずもないが、市との契約部分に係る人工（にんく）換算においては、契約額の積算への反映は当然向かうべき方向だと考えるが、補助金事業への配慮も含め市の見解は

②市と契約相手方の関係性や請負事業体の倫理観や企業風土について、これまで自分が市と意見交換をさせていただいた事案に対し、まだお答えをいただけていない事項があるので、ここでお話をいただきたい。

一つは、「飛騨高山まちの体験交流館」の会計年度任用職員賃金増額分補正について、その不適切な使用を市に訴えた職員が指定管理受託企業から解雇されたことに対して、市は公益通報者保護法違反の対象案件ではないという雇用者側の主張を認定したのか。また初期段階で市がしっかり関与すれば、不幸な事態を発生させることはなかったが、それについて反省は。また通報者に対しての謝罪は納得していただけたのか。

二つ目は、飛騨民俗村他2施設の指定管理者の全国公募について、要綱の決定や公表の数か月前に、市が県外の特定の企業に対し当該施設の受託について相談を持ちかけていたと、相手方社長がメール発信していた事案において、市長が社長に直接真意を確かめて抗議すると言われた件についての報告及びこの契約過程の在り方について反省すべき点はないのかの見解は。

以上、二つの事案についてお話をいただきたい

③公共調達においては、市と契約相手方との相互関係における信頼はもちろん、相手の願いに思いを寄せ、それを裏切らない振る舞いに務めようとする「信義」が、民法の信義則によるまでもなく絶対的な要件であり、それにより良質なサービスが実現すると考えている。そういった関係性を築き上げ、お互いがお互いにふさわしいパートナーであるためには、契約相手方の労働条件や労務環境及び企業倫理の保全・改善など、すなわち企業体質の高品質化に対する市の前向きで善良で親身な関与、場合によっては相手方に深く立ち入った指導が必須の要件であると考えている。も

ちろんイコールパートナーとしての常識の範囲を超えるような過干渉はあってはならないことはいうまでもないが、単に事務的に契約を交わし、相手方のトラブルには極力ことなかれ主義で対応し、どうしてもなくなれば一方的に相手方に責任を被せて事務的に処理するといった、一般的に行政にありがちな相互関係であっては、良質な公共調達は育たないだろうと考えるものだ。そういった考え方について、市の見解をお聞きする。

実はある指定管理施設のことだが、昨年、あるいはもっと前からの不適切な運営とそれに伴う内部トラブルについて、市は本当に真摯に向き合い、問題の解決に努められている事例を知っている。その過程において、事業者の体質や業務品質の向上をも丁寧に促していく姿も見させていただいている。また、もっと以前のことが、やはりまた別の指定管理施設にあって、市との関係性が大変ぎくしゃくし、運営方針について共通の方向性や意識を持てなくなっていたものを、所管部長自らが骨を折りながら関係の改善に務められ、結果として業務の質や相手方職員のモチベーションの向上につながられた事例も見ている。

こういった事例とそれに関わられた市職員に対し、本当に心から高い評価をさせていただくものだが、評価と同時にこういった意識や動きはまだまだ一部であって、市役所全体として共通認識を持つところまでは至っていないのではないかという自分自身の肌感覚がある。契約相手方への善良で良質な市の関与の在り方として、もっと広く市職員の一人一人にまで、またもっと深く様々な事例にまで、共通の認識として浸透させていくべきスピリットではないだろうかと考えており、それについて大変欲張りな望みだと理解はしつつ重要な視点でもあるとして、市の見解を伺う

2. 高山市公契約条例の地元事業者優先条項の意味合いについて。また、公契約の締結とその契約履行の在り方における市民の疑念や苦情に対応可能な第三者機関の設置について

①H21年に全国で初めて千葉県野田市が公契約条例を制定される以前より、市では複数の議員が公契約条例の制定を市に呼びかけており、制定を渋り続けていた市も

H30年度に高山市公契約条例を施行開始した。内容的には他の自治体で定められたものと大きな違いはないが、一つだけ地元事業者の優先条項については、当時の市長がイニシアチブをとって入れ込まれたと聞き及んでいる。それが公平な入札制度において適正かどうかは両論あるところだが、少なくとも本市は、公の責務として行うべき地域の活性化や地元企業の育成に対し、公共調達を有効な手段と考えてそれに資する発注を目指す立場を明確にしたものと捉えている。

条項の是非は今横に置くとしても、こういった条文をあえてうたった以上、それは尊重すべきものと考えているが、昨今、そのあたりの軽視があるのではないか、あるいはことさらに市外の事業者に仕事を持っていきたがる傾向が強まっているのではないか、そういった声が非常に多くの市民から聞こえてきている。

地域でお金を回すことをもって、地域を活性化させ地元企業を育成し、延いては労働年齢層の定住定着につなげるといった総合政策的な視点は、あえて公共調達に求めるものではなく、公共調達というものは、あくまでもその一契約ごとの単価やプレゼンを主要基準として決定すべきだとする、ある意味市の方針転換があったのなら、その旨を市民に向けてはっきりと伝えていただかなければならない。地元事業者優先条項の意味合いとともに、市長のお考えを伺いたい

②地元企業優先の条項に限ってではなく、市民の声は公契約の広範囲にわたって聞こえてきている。それはすなわち市の契約の在り方に疑問を持たれてしまうケースが目につくということであり、またそれぞれの説明責任において、市は責任を果たしたと思っけていても、説明を受けた側にとっては実は十分ではないということに他ならない。

なぜ説明が十分でないと捉えられてしまうのか。それは、事案に関して疑念の対象とされてしまった市が、当事者の立場でいくら説明を行ったところで、一度形成された先入観を持つ側にとっては、当事者の取り繕いの言い訳としか映らないからだ。加えて、事態に対する様々な基準や価値観、事案の捉え方自体が、行政と市民感覚では明らかに乖離があることが多いからだとつくづく感じる。こういった市民との信頼関係において、自分たちは悪くないが市民の理解度が低いのだと切り捨てて問題を放置してしまうことが、正しい解決法だとは思わない。何とか解決点を模

索したい。

財務省は、「公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない」と各省庁に適正化を伝えており、すなわちそれは、疑念を抱かれること自体に問題があるという見解と捉えるべきものである。国交省は、「中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者機関の監視」を勧めており、「入札監視委員会」などの第三者機関の設置が全国の自治体でみられる。

国交省が示すものは公共工事を中心とする指導であるが、すでに設置している大阪市などの例では、公共工事のみならず指定管理など業務委託も含んだ契約全般を監視するものとなっている。

市にも設置のある「契約審査委員会」は、審査の対象や内容において入札監視委員会などの第三者機関とは質を異にするものであり、第一に構成メンバーが副市長をはじめ各所管部長である当該委員会は第三者機関と言えるものでは決してない。むしろ第三者機関の監視対象となるべき機関だ。また監査委員に対する住民監査請求は、その対象が財務会計上の行為のみが対象であり、なおかつ不正や不当を根拠づける書類が要件になるなど、住民の疑念に対する調査に至るまでのハードルが非常に高い。同様に直接請求による事務監査請求は、違法または不当な行為は要件となっていないが、現実問題、日々の業務の中で監査委員がそこに従事し対応することは、とても困難で現実的ではないと思われる。

以上のことから、市においても公契約全般にわたる監視を行い、違法・不当でないまでも本当に望ましい公共調達の在り方であったのかを調査し、場合によっては更なる公契約の高品質化を求めて行政に意見を付与するといったような第三者機関が必要であると考えられるものだ。

「入札監視委員会」の設置について市の見解をお尋ねする

3. 平和の学びに対する「平和の語り継ぎ」の反映及びかけがえのない平和を守り続ける
思いのさらなる醸成のための、平和学習や市民啓発の拠点づくりについて

①H30年12月の一般質問で「平和の語り継ぎ」について触れた。「戦争を体験した方々が、高山の次の世代に記憶を肉声で伝えることには大きな意義がある。しかしながら戦後73年、時間的な限界があることは強烈に意識をしなければならない。50年後、100年後まで思いを伝えるためには、記憶を記録に変えていく必要がある。戦争体験を伝える活動を積極的に行っておられる方はもちろん、ご存命の方でその頃の話を話してもいいと言われる方に限り、家庭を守られた女性や当時子どもだった方々も含め、できるだけ多くの方のお話を聞き取り、その時代の記憶を記録として残しておくべきだ。そういった活動こそが、自治体としての平和への取組の在り方として最優先事項だと考える。」といったものだ。それに対し市の答弁は、「議員が言われた戦争の記憶・記録は大変大切なことだ。戦争体験者ご本人から戦争の記憶をお聞きすることは、大変つらい思いを呼び起こさせてしまうことにもなるが、積極的に語り継ぎ活動をしている方もある。そういった方々とも相談しながら、どう対応していくか検討していく。」というものだった。極めてかみ合わない答弁だが、それでも私は喜んで引き下がってしまった。追跡しなかったことも含め、自責の念にさいなまれる。

市は本当に検討されたのだろうか。検討して何か行動に移されたのだろうか。そこから早や7年も経ち、今年には戦後80年。その間、積極的に語り継ぎ活動をされていた小峠良三元市議会議員も亡くなられた。今現在そしてこの先、各学校を回られて戦争体験を語られる方はもういないし現れない。小峠さんの語られる音声や映像を市は残せたのだろうか。残せたとしてもどう生かしているのだろうか。7年前なら、まだしっかり自分の体験として高山のその時代を語ることでできた皆様方は、今どれだけ残っておられるのだろうか。終戦時に小学校1年生だった人も、今年には87歳となられる。

市民の意識醸成や学校での平和学習のため「平和の語り継ぎ」はとても大切だが、実体験を講演される方がいなくなった今、語り継ぎのための資料集め、すなわち人々の語りや記憶を記録として残していくことがとても重要だと強く思うものだが、市

の見解は

②戦後80年を迎え、高山市遺族会連合会の皆様方が、戦争体験に加え戦中戦後の人々の生活を聞き取り、時代を語り継ぐ手記を冊子にして発行する活動を始められた。リアルタイムにその時代を生きられた方はもちろん、戦争を知らない世代が親世代から聞いたことがあるわずかな情報も、大切なリソースとして収集されていると聞いている。市は、そこに助成という形で令和7年度予算をつけて支援すると聞いており、そのことは高く評価したいが、本来はもっと以前に、平和への取組を大きく振りかぶった時点で、市が手を付けるべき重要な取組だったと考えている。今現在、情報を集めるのに遺族会の皆さんはとても苦勞されておられるが、7年前であれば、もっと多くの情報に触れることが可能であったろうと悔やまれてならない。

市が行ってきた平和の取組の成果の一つに平和学習がある。毎年、戦没者追悼式において市内中学校の平和学習の成果を見させていただいている。それまでの先輩たちの研究を踏まえつつ、どんどん平和への思いを深められていく姿を見るにつけ、いつも大きな感激・感動をもって臨席させていただいている。

そういった一連の平和学習において、実際に市に住まわれている戦争体験をお持ちの方や二世三世の皆様が当時を語る言葉を繋ぎ、それを綴るといふ遺族会の方々が編まれる手記は、子どもたちにとってとても貴重で大きな意味を持つ史料であるように思われる。学校を回って語り継ぎ活動をされる方がいなくなった今、それに代わる「平和の語り継ぎ」学習の手段として活用し得るものであり、ぜひ子どもたちに、手記を手に取り、目にして、そして語り合ってもらいたいと考えている。そんな機会を設けてこの取組を平和の学びに活用させていただければどうだろうか。と自分は考えるものだが、それについて編さん助成の所管である市と、平和学習の取組主体である教育委員会の考えを伺いたい

③戦時の遺物の展示は、決して懐古や戦争美化ではなく、その時代を物語る史料として、またその時代を生きた人々と今の個々の私たちを結ぶよすがとして、二度と戦争は起こさない誓いを新たにするためのとても大切なものだと考えている。

清見支所の一角にそういった展示物のコーナーがあることは存じており、ずいぶん前だが「ああ、こういった資料がちゃんと市で保管展示されているのだなあ。」

と感慨をもったことを覚えている。ただこのところ、その展示を目的に訪れる方は清見中の子どもたちを除いてはあまりおられないという支所の話ではあった。そうとはいえ、ついでにでも見られる人がおられるなら、記憶を風化させないことにどれだけ役立っているとは考えるものだ。市は、他にも戦中の遺物を保管しているということだが、人の目には届いていない状況だと文化財課から聞いた。

平和の学びにおいて、子どもたちが想像をもって当時を把握していくとき、実録を文字や音声で働きかけることに加えて、当時の世界から現代へと時間を超えて実存する物体に接する機会を融合できれば、さらに深い学びが得られ、風化させてはいけない記憶の継続につながっていくはずだと考えている。その意味をもって、平和学習のための拠点を、まちなかに設けることを提案したい。一般の市民や観光客にも開放することはもちろんだ。

具体的には、飛騨高山まちの博物館や高山市図書館煥章館、村半、もしくは建設予定の駅西多目的施設など、市有施設のどこか一角に、広くなくてもいいので戦争関連の遺物を展示するスペースを確保してはどうだろうか。企画展示ではなく常設の展示だ。スペースは広くなくても定期的に展示物を入れ替えることでボリュームは保てる。これらの施設は、すべて座学に使える学習室やスペースを備えており、子どもたちは先生方や遺族会の方々に手記の内容を解説していただきながら、実際の展示物を確認することができる。そういった活用で、平和学習はさらに有効なカリキュラムを一つ加えることができるばかりか、平和への強い思いを市が子どもたちに示すことにより、郷土学習の大切な部分もまた担えることにもなりうる。平和学習の拠点を整備することで、平和の思いがより繋がっていきやすくなると思うものだが、市の見解を伺いたい

【片野晶子 議員】

1. 不登校児童生徒の一人ひとりの実態把握の必要性と具体的な対応について

- ①現在、年間30日以上、欠席をしている不登校児童生徒の内、にじ色やであい塾、民間のフリースクールや居場所を定期的にご利用しておらず家庭のみを居場所としている不登校児童生徒の現状、本人や家族の想いや願いの実態を調査し、把握しているか
- ②担任や学校で実態を把握したのち、市へも共有され、不登校児童生徒の現状把握から対応策の検討はできているか
- ③一人ひとりの現状、想いや願いを不登校対応連携会議で共有し、対応を考えることは可能か
- ④令和6年第4回定例会での教育長の答弁として「今後も様々な相談窓口の周知や関係機関との連携を図りつつ、一層の相談しやすい体制づくりに努める」という答弁があったが、その後具体的に行っている対策や事例はどうか
- ⑤令和6年第4回定例会の一般質問でも質問したが、現在行っている市の不登校児童生徒及び保護者の相談を支える組織や仕組み、施設や団体などの全体像が見えるパンフレットを保護者への安心できるメッセージとともに作成するとよいと思うがどうか

2. 特別支援学校卒業後の生活介護について

- ①国の動向では、特別支援学校に通うお子さんが年々増えているとのデータがあるが市の現状はどうか。今後の状況はどうか
- ②今後、特別支援学校卒業後の受け入れ先である生活介護の事業所の数が不足しているのではという不安の声があるが現状はどうか
- ③生活介護施設を支える現場でも人材不足による職員の負担が大きい。また送迎車やタイヤの摩耗が激しく経費の負担が大きいなどの現状がある。現在ある生活介護施設の運営をまずは安定させるため、待遇改善や新規雇用、また車両に対する補助などの行政支援はどうか

④グループホームや生活介護など新規で事業所を立ち上げる必要があると思うが、それを可能にするための起業サポートや支援、また地域で支えていく仕組みづくりが必要と考えるがどうか

3. 市内の米の供給体制について

①市内の米農家からのJA集荷量の前年比はどうか

②市内の米農家の直接販売と取引先の実態はどうか

③米の価格高騰に影響を与えている要因についてどう捉えているか。市内の米農家の動向との関係をどう分析するか

④消費者にとっては、米の安定供給やさらなる高騰対策として、また地域の農業者の安定経営を守るためにも、農業者と消費者が直接つながりを持って購入につながるよう「地産地消キャンペーン」をさらに力を入れて進める必要があると考えるがどうか

【小 井 戸 真 人 議 員】

1. 消防行政における課題と市町村消防計画の策定について

- ①市町村合併後、20年を迎えた高山市における消防行政を取り巻く社会環境の変化をどのように捉えているのか
- ②令和6年の消防概況では火災、救急、救助、消防団活動の概況が報告されている。コロナ禍は消防・救急業務に大きな負担となったが、高齢化の進行や温暖化による熱中症の増加等が懸念されている中で、消防・救急業務にはどのような傾向があるのか
- ③人口減少が進行する中で、激甚化する自然災害の発生や南海トラフ地震等の大規模地震の発生等が危惧されているが、今後の消防行政における課題は
- ④「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」の報告書の中で、現下の消防を取り巻く社会環境等を踏まえた消防の広域化等の必要性や効果を今一度整理することが必要とされているが、どのように捉えているのか
- ⑤消防力の強化等、消防行政における課題が山積する中で、中長期的な展望をもった消防行政が推進されることは安心安全なまちづくりに欠くことができないことから、消防組織法に基づく市町村消防計画を策定する必要性についてどのように考えているのか

2. 新ごみ処理場の供用開始と環境政策の推進について

- ①ごみの減量化及びリサイクル率の令和5年度における状況は
- ②令和7年度予算の事業シートではごみの分別や収集・処分方法について、家庭系・事業系それぞれ検討する必要があるとされているが、どのような課題があり、どのような方向性で検討が進められているのか
- ③新ごみ処理場は、全国でもトップクラスの環境に配慮した施設として整備されることから、更なる環境教育の推進と市が取り組んでいる環境政策を全国に向けて発信する機会と考えるが、今後どのような取組を進めるのか

【坂下美千代 議員】

1. 浄化槽の維持・管理について

- ①公共下水道が通っていない地域で浄化槽を設置している戸数は
- ②浄化槽は設置された人槽によって維持・管理料が決まっているが、少子高齢化で世帯構成が変化する中、高齢者世帯等の負担が大きくなっている。浄化槽の維持・管理に対する支援ができないか
- ③耐用年数が経過した浄化槽を更新する際の支援がないため支援すべきと考えるが、市はどのように考えているのか

2. 屋根の雪下ろし等の助成について

- ①今年度、この制度を利用した件数は
- ②この制度の対象者枠（飛騨地域内に2親等内の支援できる親族がいる世帯は対象外であること）の見直しをすべきではないか

3. ほかほか暖房費助成事業他の給付が遅れていることについて

- ①給付が遅れている原因は何か
- ②遅れることを市民に伝えるべきではないか
- ③今後の給付金の支給はどのようになっていくのか

【上 嶋 希 代 子 議員】

1. 荘川町六厩地区の産業廃棄物最終処分場計画について

- ①江崎岐阜県知事候補の推薦に当たって市長は市民の反対の立場を要請されたか
- ②市長は、現県知事が産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないように働きかけをされるのか

2. 学校給食費の無償化と学校給食の民間委託について

- ①今回の学校給食費の値上げ決定は市民の十分な理解があったのか
- ②学校給食費の無償化に対する市の考えは
- ③市長は、質の高い学校給食を提供すると発言されているが、新しい学校給食センターの業務を民間に委託することで実現できるのか。市の考えは

【松 山 篤 夫 議員】

1. 自治体史（市町村史）編さん資料の保存活用について

- ①合併前後に実施された各町村史編さん資料及び高山市史編さん資料（以下、編さん資料）の保管状況は
- ②編さん資料は、今後も地域の歴史文化に関する調査研究に有効に活用されることが望ましいが、市は編さん資料の活用に向けてどのような体制をとっているのか
- ③編さん資料は、各地域で保管することが望ましいと考えるが、それぞれの地域には古文書や記録資料を適切に保管しうる収蔵施設があるのか。また、火災で容易に焼失しうるような歴史資料を後世に確実に守り伝えていく上で、適正な保存環境を整備するためには施設にどのような条件が備わっていることが望ましいと考えるか。
市の考えは
- ④市公文書館に収蔵される各地域の公文書の中で、国府地域のみ「国府町史編さん資料」という一群が収蔵されている。これは、国府町史編さん事業が終了した平成23年3月、市公文書館に移管され、13年後の令和6年3月によりやく資料目録が公開された資料群である。国府地域の文化や人々の歩みを明らかにしていく上でも欠かせない貴重な資料である。現在、これらの資料を閲覧するためには一点一点情報公開請求の手続きを取らないと閲覧することができない。情報公開請求手続きが不要な歴史的資料として切り分ける作業により閲覧できるようになると考えるが、市としてそのような対応はできないか

2. ヤングケアラーについて

- ①市はヤングケアラーの実態を調査しているのか
- ②一番多くの時間を過ごす学校においてしっかりと子どもたちの状態を把握し、適切な支援につなげることが大切である。本人がSOSを出せない場合もあり、子どもと接する周りの大人たちが気付けるような教員やスクールカウンセラーの研修が必要と思われるが、市は学校とどのような連携ができているのか
- ③市のヤングケアラー支援条例の策定についての考えは

3. ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」の振興について

- ①国内の日本酒市場の縮小が続いているが、市内の日本酒の需要、出荷量の推移は
- ②国における日本酒の輸出は好調であるが、国内で出荷される全酒類の数量に占める日本酒のシェアは、5%を切っている。そのうち約5%が輸出されているにすぎない。市内の日本酒の輸出数量の推移は
- ③日本酒の真の復権のためには国内需要の喚起が重要である。出荷量減少の一因として若者のお酒離れを上げる声もあるが、日本酒のうまさや、日本酒造りの文化に触れることで、日本酒にはまっている若者も少なくない。市において「飛騨高山・酒蔵のん兵衛まつり」と銘打って試飲・スタンプラリーが行われているが、もう一步踏み出して東京酒フェスティバルのようなイベントを開催する計画はないか。アーティスト・アイドル・著名インフルエンサー等が出演して盛り上がり、若い人が大勢集まり、そこで日本酒がふるまわれ、初めて日本酒に出会う人もいる。このようなイベント開催についての市の見解は
- ④「クラマスター」というフランス人によるフランス人のための日本酒の品評会がある。クラマスターでは、フランスの歴史的食文化である食と飲み物の相性に重点を置いている。日本でも日本酒の普及活動の一環として料理とのペアリング会が全国各地で開かれている。郷土料理をよりおいしく食べるため、地元の日本酒をよりおいしく飲むための情報が消費を促すと考えるが、市はどのような情報提供をしているのか
- ⑤「きき酒師」という、日本酒のソムリエといわれる資格がある。飲み手の好みに合うお酒を提供するプロであり、料理との組み合わせや飲み方の提案など、楽しい時間を過ごしてもらうためのトータルアドバイザーでもある。日本酒普及のため、また、市の酒蔵支援のためにも、きき酒師と国際きき酒師の資格取得に援助ができないか。市の見解は
- ⑥地元の日本酒のラベルに情報取得のための二次元コード（QRコード）をつけることへの市の見解は
- ⑦「高山市清酒の普及の促進に関する条例」の制定に対する市の見解は

【車 戸 明 良 議員】

1. 介護保険制度を支える介護支援専門員について

- ①本年度は第9期介護保険事業計画がスタートし1年が経過しようとしている。介護サービスを必要とする方（要介護・要支援の認定者数）は計画で想定していた人数と比較し、どのような推移となっているのか。介護保険は、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という）が自宅で自立できなくなった要支援または要介護者のケアプランを作り、サービスが提供され、そして必要なサービスが継続利用できる仕組みとなっており介護保険事業の要であり設計者的な役割といえる。現在の居宅介護事業所数とケアマネジャーの登録人数は。また、高齢者が増えていく中、介護保険のケアマネジャーの必要数をどう捉えているのか
- ②国は、全国的にもケアマネジャーの減少が始まっていることなどを視野に入れ、令和6年度の介護保険制度改正により居宅においてケアマネジャーが担当することができる利用者の上限が「40人」から「44人」に引き上げられた。人数は法的には増やせたが一人当たりにかかる手間は減るどころか、進む高齢化や、独居の増加、家族の意識変化、法令の細分化や加算要件の増加などによりケアマネジャーが行うことは多くなっており疲弊してきている。現場からは「現実的に44人も的人数を受け持つことはできない」との声を聞いている。その現状をどう捉え、市では令和6年度からケアマネジャーの負担軽減を目的として介護職員負担軽減事業補助金を創設しているが、その効果と市の取組は
- ③ケアマネジャーは利用者やその家族とコミュニケーションを取り、利用者に必要な介護サービスを調整しており、介護保険制度の中でも中核を担う立場である一方で、利用者やその家族から受診の付き添いや書類の提出、食事の手配、ごみシールの手続きやおむつ券などの行政サービスの申請など、介護保険業務外の要望が増加して大きな負担となっている。全てがケアマネジャーを頼りにするこの「シャドーワーク」の新聞記事を目にする。しかしながら、ケアマネジャーは、地域課題に気づき、それを解決するために尽力しなければならないと位置づけされている。利用者や家族の困りごとに応えられないジレンマの中、精神的にすり減って辞めたいという人もいると聞く。介護保険事業の利用者やその家族に対しても制度の趣旨やケアマネ

- ジャーの役割というものを周知するなど、市はこれらの課題へどう取り組むのか
- ④平成30年4月から主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所の管理者要件として定められた。主任介護支援専門員の資格取得や更新研修は5年に1回の講習で岐阜県が実施している。その内容が岐阜方面での対面研修であり、8日間で時間的に厳しくて前泊しなければならない状況であり、他県ではオンライン化が進む中で岐阜県は未だオンライン化がされず、現場からは「主任介護支援専門員の研修が大変で負担である」と多くの声を聞いている。今年に関しては大寒波の中、研修に向かったとも聞いている。岐阜圏域の事業所とは違い、体力的・精神的、また経済的にも飛騨地域の事業所は負担が大きいと感じるが、岐阜県への要望等も含めた市の対応は
- ⑤複数のケアマネジャーが退職する事業所があると聞いているがその状況は。また、要介護・要支援認定者が数年は増加することが第9期介護保険事業計画で示されているが、ケアマネジャーがいないため、介護サービスが受けられない、またはサービスの利用に支障が出る、いわゆる「ケアマネ難民」が出ないか危惧される。ケアマネ難民を出さないため市としてどのように取り組んでいくのか、それが「介護保険難民」という状況にならないために重要ではないか

2. 国道158号線松之木町地内にある危険な空き倉庫の安全対策について

- ①国道158号線沿いの松之木町地内に、長年使用されておらず、木造で管理者もいない、朽ち果てた状態で放置されている倉庫がある。窓ガラスが数か所で割れて落下しており、歩道上にせり出した屋根がいつ落下するかも分からない。またこの時期は特に心配である。問題なのは、この倉庫が歩道に接して建っていることで、この道を通学路として使っている地域の小中学生や、大洞町地区や丹生川町地区から学校に通う高校生、さらには近くにある自動車学校に通う人など、多くの通行者にとって危険な状況になっている。まかり間違えば偶然通りかかった歩行者に被害を及ぼす可能性があるが、市としてこの状況をどう捉えているのか

- ②この空き倉庫問題は、令和6年7月に大八地区、丹生川地区の町内会連合会、東栄町、松之木町、大洞町の各町内会、高山市立東小学校PTA、東山中学校PTAからも歩行者の安全確保を求める要望書が市に提出されている。この倉庫の所有者である会社は既に破産しているものの、登記簿上もその会社の名義のままとなっており、さらには抵当権も残っている。このような状況にある中、この問題に対しこれまで市としてどのような対応を行ってきたのか
- ③地域の児童・生徒の保護者をはじめ、家族そして地域の住民からの声にあるとおり、最も大きな課題は、子どもたちの安全をいかに確保していくかということである。当該箇所を通学路として通っている小中学校の児童生徒は何名いるのか。また、当該建物の定期的な安全確認の実施状況などについて教育委員会の対応と見解は
- ④国では、適切な管理が行われていない空き家等から地域住民の生命、身体又は財産を保護することを目的に空家特措法を制定し、市町村とともに空き家等に関する施策の推進に取り組んでいる。市でも空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例を制定し、地域住民の生活環境を守るためのルールを整備しているところだが、これからどのようにしてこの問題に対する施策を進めるのか。さらに歩行者の安心、安全の確保のための緊急的措置として危険防止のための飛散ネットや8m以上の高い屋根の雪止め金具の点検、つららネット等落雪防止のための措置などは考えられないのか。また昨年の条例改正によって新たに設けられた「管理不全空家等」への認定の可能性とその先にあると思われる「特定空家等」への認定、並びに行政代執行による解体撤去といった措置について、どのような見通しでいるのか
- ⑤この空き倉庫の管理については、抵当権を含めていずれの関係者や関係機関も管理並びに万が一の事故が発生した場合の補償の責任は負っていないとしている。一方、抵当権者である金融機関によると購入希望者があった場合に売却手続きを進めることについては前向きな見解を示している。そこで、市は、市民の安心、安全の確保のまちづくりの視点からも、除雪のための空き地、土砂の一時置きスペースなどとしての利活用が考えられることから、この物件を市が自ら購入し、解体した上で活用する方策を模索していくべきと考えるが市の見解は

【中 村 匠 郎 議員】

1. 学びの保障・選択肢への支援について

- ①気象状況等の理由から通常とは異なる時間からの通学となった場合または災害により長期通行止めがある場合、スクールバス通学や公共交通機関を利用して通学している児童生徒への対応は
- ②やむを得ず通学ができない児童生徒に対する「学びの保障」への考えは
- ③専門的な知識、質よりも量が求められる分野においてタブレット端末の活用は有効と考えるが、児童生徒の学ぶ意欲への支援に対する市の考えは

2. 更なる窓口業務改革の推進について

- ①市民課窓口で開始された「書かない窓口」の今後の展開方針は
- ②市民に対する利便性が向上する一方で、その後の庁内業務においては効率化の余地があると聞く。業務負荷軽減に向けた課題は
- ③情報の入口をタブレット端末等を用いてデジタル化することで、庁内での業務負荷を更に軽減できると考えるが市の考えは

3. 稼ぐ自治体について

- ①次期駐車場整備計画において需要に応じた料金の見直し、利用者区分に応じた駐車場料金設定の案が提示された。市民の福利厚生をより充実させるため、自治体運営においても外貨を稼ぎ、地域に還元する仕組みの強化が必要だと考えるが市の考えは
- ②森林環境譲与税の用途として地域の森林資源の整備費用としてだけでなく、有効活用による収益化にも取り組んでいくべきと考えるが市の考えは
- ③森林環境譲与税・宿泊税など、今後安定的な歳入が見込まれる税金の用途として、地域の社会問題解決に向けた投資要素の強い事業へ充てることへの市の考えは。また、その際に事業を主導する所管課に関する市の考えは

【水野千恵子 議員】

1. まちづくり協議会のこれからについて

- ①まちづくり協議会ができてから10年を迎えた。「市民が主役」の協働のまちづくりを進める考え方は今も変わらないが、この間地区の状況も大きく変貌している。計画策定時、5年後10年後確実に進む人口減、少子高齢化を見据え仕組みを変える努力が必要とのことで始まったが、今10年を経てこれまでの振り返り、これから先のビジョンをどのように考えるか
- ②支所地域の旧町内単位と高山地域の小学校単位の20のまちづくり協議会となっているが、岩滝小学校が東小学校に統合する。今後配置に変更はあるのか
- ③各まちづくり協議会への支援金が10年前と変わっていないとの声が聞かれるが現在の状況は
- ④行政のまちづくり協議会担当者の配置、期間はどうなっているか
- ⑤昨年モデル地区で「結ネット」の実証実験が始まったが、どのような声を聞いているか

2. 市の防災体制について

- ①まちづくり協議会を中心に地区防災計画が立てられているが進捗状況は
- ②災害時の避難所運営は開設を市職員と施設管理者が担うとされている。職員に異動があった場合は
- ③危機管理課に女性職員を置くことが望ましいと考えるがどうか
- ④総合防災訓練の在り方についての考え方は

3. 外国人観光客における「白タク」行為について

- ①全国の観光地で課題となってきている「白タク」行為に関して市内の現状を市はどのように把握し、どのように対応しているのか

②白川郷では昨春に中部運輸局が白タク排除に向けた啓発活動を実施した。今年も春節時期に観光協会の取り締まりがあり、市でもそのうち問題になることが予想される。取組は必須だと考えるがどうか

【西 田 稔 議員】

1. 健康寿命の延伸について

- ①ウォーキングや体操などの運動を習慣化するため、歩道や公園を整備し、クアオルトを取り入れる等、検討してはどうか
- ②地域活動やボランティア等生きがいづくりのため、文化活動を薬ととらえ心の健康につながる文化的処方に取り組むべきと考えるがどうか
- ③孤独対策のためSNSで人とつながり、オンライン診療や健康管理アプリも使えるようにスマホ・タブレットの活用支援をするべきと考えるがどうか
- ④個人の健康データを活用した個別最適化された健康アドバイスができるシステムを構築するべきと考えるがどうか

2. 田中大秀の顕彰について

- ①市は田中大秀をどう評価しているのか
- ②田中大秀顕彰事業を通じて児童生徒たちの郷土愛の醸成が期待できる。学校教育や生涯学習の教材として活用し若い世代に伝えていくことが必要と考えるがどうか
- ③地元では顕彰会設立へ向けて長期目標を立て定期的な顕彰イベントを開催し、歴史文化資源として知名度を上げていくという方向性を考えているが市の見解は
- ④田中大秀顕彰会設立にあたり金森公顕彰会や山岡鉄舟翁顕彰会のノウハウを使えるのではないかと考えるがどうか
- ⑤地元では福井県にある田中大秀の弟子である たちばなあけみ 橘 曙覧の記念文学館のような施設を将来的には作りたいと考えている。市の見解は

3. 精神の障がいについて

- ①精神障がい者の生きづらさの一つに周囲の偏見がある。ヘルプマークが逆効果となり、役割を果たしていない。どう考えるか
- ②デジタル障がい者手帳を導入してほしいという意見があるが、市の見解は

4. 飛騨牛乳の生産終了について

①酪農家の生業をどう守るか。市の見解は

②学校給食としての牛乳は継続して供給されるのか。市の見解は

【丸山純平 議員】

1. 飛騨酪農農業協同組合の解散による影響について

- ①飛騨酪農農業協同組合の解散に至った経緯と背景、市の動きは。支援策の検討はあったのか
- ②組合員である酪農家へどのような影響があるのか
- ③地域経済への影響は。特に飛騨牛乳を取り扱っていた企業の経営状況は
- ④これまで飛騨牛乳を提供していた学校給食への影響は
- ⑤飛騨牛乳の事業譲渡や事業承継に向けて、市側の支援体制は
- ⑥今後、地域資源や地域ブランドを守っていくことに関して、市の考えや戦略は

2. 産業間の賃金格差と人材流動への対応策について

- ①今年度、賃金の引き上げが行われ、来年度においても賃上げを予定している企業が多数あるが、産業間で賃上げ幅に差異が見られる。市では産業間の賃金格差をどう分析しているのか
- ②市内の観光業、特にホテルや旅館業の賃金が上昇する中で、福祉・介護業界での人材流出が懸念される。この流出が今後、福祉・介護業界の人手不足にどのような影響を与えると予測しているか
- ③産業間での賃金格差や人材流動が進む中、産業ごとの人材需要や人材流出リスクを正確に把握するためにも、地域内での産業間の人材流動調査が必要ではないか
- ④経済産業省では「地域の人事部」の取組を進めており、地域内での産業間の人材移動を調整する役割も期待されているが、取組に向けて市の検討状況は

3. 公共交通における自動運転（レベル4）、自転車積載バスの導入について

- ①公共交通における自動運転（レベル4）の導入について、現在、市としてどのような検討が進められており、その有用性についてどう認識しているのか

- ②支所地域では二次交通が危機的な状況にあり、交通空白地帯の解消が課題となっている。市の地形や道路事情、気候特性を踏まえ、レベル4の自動運転バスやタクシーの導入における技術的な課題について、市の見解は
- ③群馬県前橋市や北海道ニセコ町では、自転車積載バスを導入することで観光の利便性が向上している。市においても、同様に自転車積載バスを導入することで観光客や市民の移動が便利になり、支所地域の観光振興にも寄与する可能性があると考え、その有用性と課題について市の見解は

【益 田 大 輔 議員】

1. 8がけ社会、2040年問題について

- ①上下水道インフラの老朽化の現状と点検・補修を担う技術者の確保について市の方針は
- ②道路・橋の老朽化の現状と保守・点検・修繕に関する具体的な方針や施策（点検の頻度・修繕計画の優先順位・橋梁トリアージ導入など）について市の考えは
- ③労働力の移動が活発化する中で、エッセンシャルワーカーの確保と定着を図るための具体的な支援策について市の方針は
- ④人手不足の問題を分野横断的に捉えた目安や予測、マネジメントが必要と考えるが市の見解は

2. 周産期医療・プレコンセプションケアについて

- ①市における周産期医療の現状と課題、広域連携の在り方について市の見解は
- ②妊婦が産む場所や産み方を選べるよう、出産環境を改善するための取組について市の考えは
- ③外国人妊産婦の現状と支援の在り方について市の見解は
- ④プレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）の啓発・推進について市の考えは
- ⑤HPVワクチンキャッチアップ接種の現状と接種対象者への期間延長経過措置の周知方法・積極的な情報提供について市の取組は

3. いじめについて

- ①市のいじめの現状と学校現場におけるいじめ防止のための取組について市の認識は
- ②いじめが発生した際の対応体制や、保護者との連携強化、現状の課題について市の認識は
- ③いじめ対応による教職員の疲弊について市の取組は

- ④ SOS出し方教育の現状と効果、課題について市の認識は
- ⑤ いじめのスティグマ（烙印）を解消するための教育的な取組について市の方針は

4. ひきこもりの継続支援について

- ① 市のひきこもりの現状・支援体制について市の認識は
- ② 具体的な支援プログラムや相談窓口の設置状況、地域や民間団体との連携について市の方針は
- ③ 継続的な伴走支援が可能となる発展的な支援体制（ひきこもりサポート事業、支援ステーション、地域支援センター）が必要と考えるが市の見解は
- ④ 市において、どのような形で「生きづらさ」の解消を目指し、社会資源の創出に向けた取組を進めていくのか市の考えは

【中 箴 博 之 議員】

1. 受益者負担の在り方について

- ①公の使用料等における受益者負担に偏りはないか
- ②サービス水準と利用者負担の割合等について現状の精査が必要では
- ③定期的な見直しと利用者目線に立った情報公開が必要では

2. 下水道施設の老朽化対策について

- ①加速度的に劣化する下水道管渠の老朽化対策の方針は
- ②予防的に道路下の空洞調査も実施すべきでは
- ③下水道施設統廃合の効果測定と今後のエネルギー最適化の考えは
- ④宮川終末処理場の耐震化の方向性は

3. バリアフリーの検証について

- ①電動車いすやシルバーカーの安全走行のための配慮は十分か
- ②主要施設の周辺を中心にバリアフリーの総点検を実施すべきでは
- ③市の窓口対応は誰にもやさしいと言えるか